

Okakenkyo News Letter

2022
1月
821号

岡山県建設業協会 会報

謹んで新年のおよろこびを申し上げます

令和4年

- 
- ②年頭のごあいさつ
 - ⑩下請契約及び下請代金支払の適正化並びに
施工管理の徹底等について
 - ⑭岡山県下公共工事の動向（12月分）
 - ⑮建災防だより
 - ⑰建退共だより
 - ⑲法律相談コーナー
 - ⑳建設業福祉共済団からのお知らせ
 - ㉑建設業総合補償制度のご案内
 - ㉓岡山県からのお知らせ

吉備津神社[岡山市]（提供：岡山県観光連盟）

令和4年 年頭所感

一般社団法人 岡山県建設業協会

会長 荒木 雷 太

令和4年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年も全国では、台風や豪雨により土石流が発生するなど甚大な被害がもたらされました。こうした状況を踏まえ、当協会は、国や県に対して、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策の更なる加速化・深化を図り、重点的・集中的に対策を講じていただくようあらゆる機会を通じて要望してまいりました。



また、現在新型コロナウイルスに関しては、新しい変異株が発生するなど予断を許さない状況にありますが、建設業は、コロナ禍でも事業継続すべき産業として大きな期待が寄せられており、当協会としても昨年夏に会員や協力会社に対して7千名規模のワクチンの職域接種を実施し、関係者から多くの感謝の声をいただきました。

一方、コロナ禍による民間建設投資の中止・見送りや、コロナ対策費の負担に苦しむ地方公共団体の発注控えなどによって、景況感は急速に悪化しております。

昨年、岡山市内で開催した建設業協会中国ブロック協議会において、国土強靱化地域計画の実施に当たり、入札の不調・不発対策にも資するとして市町村に対する国庫補助率の引き上げを財政当局へ要望するよう求めたところ、国土交通省は、補助率の引き上げは政府全体として検討しつつ、防災・減災、国土強靱化の加速化・深化に努めるとの回答を得ております。

国土交通大臣も、就任後の記者会見で、建設業の処遇改善について、「若い人たちが参入する魅力ある仕事にすることも、国土交通省の大きな一つの使命であり、そのためには、待遇改善が非常に大きな問題だ」と強調されておられます。

地域建設業にとっての喫緊の課題である働き方改革を進めていくためには、企業としての適正利潤の確保が不可欠であることから、令和3年度補正予算の編成にあたっては、政府や国土交通省に対して、①新・担い手3法の趣旨や取組の周知徹底、②国や県に比べ遅れが目立つ市町村の取組を徹底、③技能者や技術者の処遇改善に向け、ダンピング受注の排除や現場管理費・一般管理費の引き上げ、④公共工事設計労務単価の更なるアップなど、当協会が日頃から訴えている事柄を盛り込むよう強く要望してまいりました。

それぞれの建設企業が、将来にわたって健全な発展を遂げ、適正な価格で仕事を受け、適正な工期のもと効率的な施工に努めることで、今後とも希望と誇りの持てる魅力的な建設業を築いてまいります。

最後になりますが、今年一年が皆様方にとりまして良い年となりますようお祈り申し上げまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

すべての県民が明るい笑顔で暮らす 「生き生き岡山」を目指して

岡山県知事 伊原木 隆 太

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との長い闘いは、まもなく2年が経とうとしています。この間、岡山県には、新規感染者数の急激な増加や医療提供体制のひっ迫などにより3度にわたり緊急事態宣言が発令されました。

県では、医療機関や関係機関との連携の下、検査体制の強化、療養体制の確保、ワクチン接種の加速化など県民の命と暮らしを守る対策に全力で取り組むとともに、事業者の皆さま、県民の皆さまへ休業や外出自粛などの要請を行ってきたところであり、皆さまのご理解とご協力に、改めて深く感謝申し上げます。

現在、感染の第5波が収束し、経口治療薬の開発・承認が期待されるなど、明るい兆しも見えてきておりますが、海外では感染者数が増加しており、国内でも感染の第6波が懸念されるなど、油断できない状況が続きます。

県では今後の第6波をできるだけ小さな波に抑えるべく、関係機関との緊密な連携の下、3回目のワクチン接種の円滑な実施や療養体制のさらなる強化など、さまざまな施策を推進しております。引き続き、これまで培ったコロナ対策の経験を生かし、感染拡大防止と活力ある社会経済活動の両立を図ってまいります。

私は、知事就任以来、「教育の再生」と「産業の振興」こそが本県発展の礎であるとの強い信念を持ち、県政に取り組んでまいりました。その結果、児童生徒の学ぶ力の育成や落ち着いて学習できる環境の整備、新規の企業立地や誘致企業による安定的な雇用の創出など、目に見える成果が現れてきています。

そして、昨年4月からスタートさせた新たな県政推進の羅針盤「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」においても、この2つを大きな柱として据えており、知事就任10年目の節目の新年に当たり、これら2本の柱を原動力に、保健・医療・福祉の充実や防災対策の強化をはじめ、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い復旧・復興、喫緊の課題である人口減少問題やカーボンニュートラルへの対応などに向け、全力で取り組む決意を新たにしているところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の進展や地方分散の流れにしっかりと対応し、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、中山間地域の振興、循環型社会の形成など、本県の持続的な発展につながる施策も進め、県民の皆さまに「岡山はよくなった、岡山に住んでいてよかった」と実感していただけるよう県政に取り組んでまいります。

2月には、北京2022冬季オリンピック・パラリンピックが開催されます。昨年の東京2020大会に続き、本県ゆかりの選手の活躍を期待するとともに、活力と希望に満ちた明るい1年となりますよう、県民の皆さまと力を合わせて県政を推進してまいりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。



年頭のご挨拶

岡山県議会議員 神 宝 謙 一

令和4年の年頭に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、平素から、社会資本の整備をはじめ、災害発生時における復旧活動や地域での社会貢献活動など、安全・安心なまちづくりに、多大なご貢献をいただいております。深く感謝と敬意を表する次第です。

特に、県内に甚大な被害をもたらした、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興においては、建設業の皆様、多大なご尽力をいただいているところであり、心からお礼申し上げます。

県議会といたしましても、一日も早い復旧・復興の実現に向け、引き続き力を尽くしていくとともに、頻発化・激甚化する自然災害に対応するための防災・減災対策や、維持補修、維持管理を含めた公共土木施設の耐震化・長寿命化、交通基盤整備など、より災害に強く元気な県土づくりを、着実に進める所存です。

さて、私ども県議会は、住民に身近な県議会を目指し、県内各地の声を余すことなく、県政に届けるとともに、公明正大な議会運営にあたり、県民福祉の向上と県勢の発展のため邁進しております。

我が国は、本格的な人口減少社会の到来により、地域経済の活力低下や労働人口の減少など大きな課題を抱えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、各国の対外経済対策の変化など、我々を取り巻く環境の不確実性は年々高まっています。そうした中において、地域の経済や雇用を担う建設業をはじめとした、地元で根付いた産業の果たす役割が、これまでになく大きなものとなっています。

今後、一層進む社会構造の変化に対応しながら、本県の有する魅力や優位性など、発展可能性を最大限活用し、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた、住みよい地域を築き上げていくためには、県民の皆様や企業、団体等の皆様のお力添えをいただきながら、私ども議会と行政が互いに協調し、車の両輪として、各種施策の実現に取り組むことが不可欠であります。

結びに、皆様にとりまして、新しい年が、輝かしいものとなりますよう、併せて、皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



年頭のことば

岡山労働局長 内 田 敏 之

新年おめでとうございます。

一般社団法人岡山県建設業協会並びに会員の皆様方には、日頃から労働災害の防止、働き方改革など労働行政施策の推進にご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

また、職場内の新型コロナウイルス感染拡大防止に適切に対応いただき、深く感謝申し上げます。県内の感染状況は落ち着きつつあるものの、新たなオミクロン株の感染力が強いとの報道等がありますので、5つのチェックポイントのマスク着用、換気の徹底などの取組を社員寮内も含めて引き続きお願いします。

県内の労働災害は、昨年11月末時点で死亡6人と過去最少となっていますが、このうち5人は建設業です。休業4日以上死傷者は全業種2,018人で328人（18.4%）増加しており、このうち建設業は226人で10人（4.6%）増加しています。事故の型別では墜落・転落が72人で最多のため、高所作業時の手すり等の設置、墜落制止用器具を必ず使用しているか、また、はしご・脚立の使用状況について、経営トップの皆様が現場パトロールの際にひとり一人に声掛けをするなどして今一度ご確認願います。

石綿障害予防規則や溶接ヒューム等に係る特定化学物質障害予防規則等が改正され、順次施行されています。令和4年度からの新たな規制内容は、石綿の事前調査結果の電子システムによる報告、屋内作業場における溶接ヒュームの濃度測定、金属アーク溶接作業を行わせる際の特定化学物質作業主任者の選任等です。岡山労働局では建設業労働災害防止協会岡山支部等と連携して周知を図るとともに、県内における作業主任者の講習機会を確保してまいります。

建設業の時間外労働の上限規制は令和6年4月から適用されます。また、今年4月からパワーハラスメント防止の取組が中小企業にも適用されます。働き方改革等を推進することで安全で安心な職場環境を整え、建設業の職場を魅力あるものにしていただきたいと思います。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



令和4年 年頭所感

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太加典



令和4年の新春を迎え、謹んで年頭の挨拶を申し上げます。

平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年を顧みると、一昨年より続く新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、わが国でも1日の新規感染者が全国で2万5千人を超える深刻な状況に陥り、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による社会経済活動の制限が長期化するなど、感染拡大への対応に追われる1年となりました。

一方で、1年の延期を経て開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は、ほとんどの会場で無観客開催となったものの、世界中から集まった多くのアスリートやパラアスリートによる延べ30日にわたる熱戦が各地の競技会場で繰り広げられ、その活躍は世界中の人々に勇気と感動、そして希望をもたらし、コロナ禍で混乱が続く厳しい社会情勢の中、明るい話題となりました。

10月以降は、わが国でもワクチン接種など様々な対策が功を奏し、感染状況に落ち着きが見られつつありますが、感染力の強い新たな変異株の感染拡大が懸念されるなど、新型コロナウイルスとの闘いは長期化が避けられないと見込まれています。

ウィズコロナの状況においても社会経済を活性化させるためには、感染防止対策や医療体制の充実とともに、未来を切り拓くための成長戦略として、積極的な財政出動による公共投資を機動的に推し進めることで、内需を振興し、雇用を拡大することが不可欠です。

また、気候変動の影響により近年自然災害が頻発化、激甚化しているなか、昨年も記録的な大雨により、7月に静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生したほか、8月には全国各地で河川の氾濫に伴う橋や道路の崩壊が発生し、尊い人命や貴重な財産が失われました。

このような大規模な自然災害などに屈しない強靱な国土づくりを目的として、昨年4月から政府が新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいます。これまでの3か年緊急対策より実施期間や予算規模、事業範囲が大幅に拡充されており、防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化が図られることを期待しております。

地域建設業は、これまで人々の安全・安心を守る「地域の守り手」としてその社会的使命を果たしてまいりましたが、来るポストコロナの新しい時代においては、「新しい地域の創り手」として、人々が豊かで持続可能な生活を営むために必要な社会生活基盤づくりの担い手としての役割も務めていかなくてはなりません。これからもこれらの使命を果たしていくため、社会資本の整備が計画的かつ安定的に推進されるよう政府や関係機関に広く訴えていくとともに、経営基盤の強化や、担い手の確保・育成、生産性向上、働き方改革など、克服すべき諸課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

本年も、全建は47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方と一体となり、地域建設業発展のため全力で取り組む所存でございますので、ご理解とご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方の益々のご多幸とご健勝を祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

令和4年 新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会

会 長 今 井 雅 則

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様並びに関係各位におかれましては、平素より当協会の事業活動につきまして、特段のご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

また、一昨年より、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振り、いまだ社会生活に大きな影響を及ぼしておりますが、感染拡大防止に取り組みつつ建設工事に従事されている皆様には心より敬意と感謝を申し上げます。



建設業における労働災害は、会員をはじめ関係各位の特段のご努力により減少傾向にあり、一昨年の死亡者数は258人と過去最少となりましたが、昨年は増加の傾向がみられており、また、技能労働者等の慢性的な不足と高齢化の進展、若年入職者の減少という構造的な課題に加え、現場における労働者の多様性が増大している等、労働災害が発生する要素は高まっています。

一方で、官民挙げての「働き方改革」や「新たな生活様式」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」などの推進により、我々の労働環境は急速に変化しております。

当協会としましては、これら建設業の安全衛生活動を取り巻く状況の変化に対応すべく、ICT活用の安全衛生対策に関する情報データベース化の促進及び当協会が実施する教育におけるリモート教育の積極的な導入など、労働災害を減少させる重要な手段となる安全衛生に関する情報の展開における効率性と確実性を同時に高めてまいりたいと考えております。

また、新たな安全衛生活動として昨年公表した建災防方式「新ヒヤリハット報告」活用マニュアルを用いた労働災害防止対策の普及、建設現場のメンタルヘルス対策を進めるための「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の実施、国際基準に対応した「ニューコスモス」及び中小規模事業場向けの「コンパクトコスモス」の導入促進、さらには、建設業で最も多い労働災害である墜落・転落災害の撲滅に向けた「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の展開など、各種事業を積極的に実施することとしております。

建設業は、地域のインフラ整備や毎年のように発生する自然災害の復旧復興工事等の担い手として国民生活を支える重要な役割を果たしております。建設業に携わる誰もが安心して働くことができる職場づくりを目指し、本年も当協会は実効ある活動を積極的に展開していく所存ですので、今後とも、皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員各位の益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和4年 新春挨拶

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

理事長 水 野 正 望

令和4年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には、昨年も建設業退職金共済制度（建退共制度）の運営に多大なご支援、ご協力を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

建退共制度は、建設技能労働者など建設工事の第一線で働く労働者の皆様の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業を営む中小企業の福祉の振興を目的として、中小企業退職金共済法に基づき、昭和39年10月に創設され、本年度で58年目を迎えます。お蔭様で、建退共制度への加入契約者数は17万事業所、被共済者数は218万人を数え、これまで累計で258万人の退職者に対して1兆9千億円の退職金をお支払いしてまいりました。退職金を受け取られた皆様、事業主の皆様からは退職金があって本当に良かったという声を頂いており、建退共は現場で働く方々にとって重要な制度になっております。



さて、2050年のカーボン・ニュートラルの実現やSDGs（持続可能な開発目標）を始めとして、環境問題や社会・経済問題に関する持続可能性が世界的に大きなテーマとなっており、建設業界においても様々な対応が進められているところと存じます。そうした中でも、地域経済の中核を担う魅力ある産業として持続的に発展していくために、建設労働者が希望と誇りを持って働き、次世代に技術・技能を引き継いでいくことができる労働環境を整備していくことが重要な課題であると考えております。私達も責任ある機関投資家としての役割を果たしつつ、引き続き課題解決に向けて寄与してまいります。

昨年は、建退共制度も大きな変革の年となりました。

まず、3月から掛金の納付方法について、今までの証紙貼付方式に加え、新たに電子申請方式を本格導入いたしました。電子申請方式は、事業主の皆様の事務負担軽減につながるだけでなく、労働者の皆様がより確実に退職金を受け取っていただくための有効な手段と考えておりますので、積極的なご利用をお願いいたします。

また、10月には、近年の金融市場の動向を踏まえ、予定運用利回りを1.3%に引き下げるとともに掛金日額を320円に引き上げさせていただきました。建退共制度を将来にわたって持続可能なものとするために必要な改定でございますので、何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

本年も、建退共制度の安定的で効率的な運営に努め、確実な退職金の支給に一層努力して参る所存でございますので、建退共制度への加入並びに証紙の適正な貼付及び電子申請方式利用の促進につきまして、更なるご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご隆昌を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

令和4年 年頭挨拶

西日本建設業保証株式会社

取締役社長 菱 田 一

令和4年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年の建設業界を振り返りますと、政府建設投資については「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続く「5か年加速化対策」が閣議決定され、令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算を合わせて約8.5兆円規模の公共事業関係費が確保されたことから、全体としては底堅く推移するとともに、民間建設投資についても持ち直しの動きがみられました。さらに、昨年末の臨時国会で国土強靱化5か年加速化対策関連予算も盛り込まれた補正予算が成立し、本年も公共投資は安定して推移することが期待されます。こうした環境下にはありますが、最近では建設資材価格上昇などの地域建設業の経営への影響が懸念される状況もあるところです。



一方、昨年も8月に九州北部を中心とした集中豪雨による大規模な災害が発生するなど、近年頻発・激甚化している自然災害等に対する対応や、防災・減災への対策は引き続き喫緊の課題となっております。

建設業は「地域の守り手」としてインフラの整備・維持管理や強靱化を支えるとともに、災害時には最前線で安全・安心の確保を担うという社会的使命を担っております。予測困難な社会経済情勢や気候変動の中でも建設業がその使命を果たしていけるよう、安定的かつ持続的な公共事業量が確保され、官民連携のもと魅力ある産業として発展していくことを祈念しております。

当社では、本年も引き続き「前払金保証」「中間前払金保証」をはじめとした各事業を通して地域の社会資本整備の担い手である皆様に信頼される企業を目指すとともに、公共工事の適正な施工に貢献してまいります。あわせて、グループ会社である(株)建設総合サービス(KSS)では、国土交通省の地域建設業経営強化融資制度に基づく「出来高融資事業」等により建設企業の資金繰りを支援するとともに、遠隔臨場やオンライン電子納品にも対応した情報共有システム「電納ASPer」により、建設現場の生産性向上・受発注者間の業務効率化をサポートしてまいります。

これからもお客様とのパートナーシップ強化を目指し、グループ一体となって価値あるサービスを提供してまいります。本年も変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、皆様方のご多幸とご隆盛を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに 施工管理の徹底等について

国土交通省

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、特に経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、特段の配慮が必要となります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように配慮することも必要となります。

このような中、国土交通省では、建設業法令遵守推進本部の設置や建設業法令遵守ガイドラインの策定等により、元請下請関係の適正化の推進に努めるとともに、本年4月1日に完全施行された改正建設業法においては、建設業における働き方改革を踏まえ、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止や労務費相当分を現金で支払うよう配慮する規定等が新たに追加されたところです。

しかしながら、元請下請間における不適切な取引や下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘が依然としてなされるとともに、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いで発生し、建設現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まっています。

以上のことを踏まえ、このたび国土交通省から全建を通し、関係法令、「工期に関する基準」や「建設業法令遵守ガイドライン」等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨等に十分留意し、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等に努めるよう要請（別添1）がありました。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項（別添2）についても、併せてお知らせいたします。

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和3年12月1日発出）

朱書き部分が今回の変更点

通達の内容

（1）見積り

- 見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順の徹底（電磁的方法により行うことも可能。）
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を見積条件として提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化し、必要な経費に十分留意
- 追加・変更契約の際にも見積依頼・提出を徹底（電磁的方法により行うことも可能。）
- 材料費や労務費等の経費を内訳明示した見積
- 工事工程ごとの作業などに必要な日数を明示した見積
- 材料費や燃料費等の適切な価格設定や工期設定・工程管理に配慮
- 工期内の賃金又は物価の変動による適切な対応
- 注文者は地盤沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象についての情報提供義務

（2）社会保険加入の徹底

- 社会保険加入が許可要件
- 工事従事者の社会保険の加入状況等が、施工体制台帳の記載事項
- CCUS登録事業者を下請負人として選定の推奨、社会保険加入状況確認等に原則CCUSを活用

（3）適正な法定福利費及び労務費の確保について

- 元請負人は、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重
- 下請負人は、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書を提出し、再下請負人に法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重
- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底

- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用

（4）契約

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記
- 指値発注の禁止
- 双方の協議による適正な手順による追加・変更契約の徹底、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応
- 著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（発注者・受注者間、元請・下請間）
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面（電磁的方法を含む。）で相互交付

（5）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 建設業は、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用。下請契約においても、適正な請負代金と工期設定（工期変更の場合を含む。）を行い、週休2日など休日確保や長時間労働の是正

（6）施工管理の徹底

- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図の作成、備え置きの徹底
- 従事者氏名・資格等情報が、施工体制台帳の記載事項化
- 施工体制台帳への記載に代えて、CCUSの活用
- 主任技術者の専任等の取り扱い

通達の内容

（7）検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

（8）下請代金の支払

- 下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮することとされたことから、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- そもそも下請代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高めること
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを、十分協議した上で明示し、下請負人の負担としない
- 手形期間は60日以内とする
- 手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努めることが重要
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- できる限り短期間の一括決済方式及び電子記録債権による決済期間
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前払金制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

（9）下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えないこと
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- CCUSを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等、環境整備の実施

- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 元請負人による建退共制度の掛金納付の一括代行
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 元請負人による工事ごとの建退共制度事務の統一
- 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者による下請負人への指導

（10）技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払
- 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

（11）新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等

- 新型コロナウイルスの影響により建設工事の一時中止・延期等を行う際は、適切な契約締結、下請代金の設定・支払
- 建設現場における「三つの密」対策や、それに伴う熱中症リスク軽減等

（12）国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

（13）関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者等）への上記の事項に準じた配慮

(別添1)

国不建推第37号
国不専建第26号
令和3年12月1日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従前より貴団体傘下建設企業等に対する指導方お願いしているところである。

今後、資材や原油の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月29日国総建第100号)の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。また、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第30号)が令和元年6月12日に公布され、この改正内容を反映した建設業法(昭和24年法律第100号。以下「改正建設業法」という。)が令和3年4月1日より完全施行された。改正建設業法では、建設業における働き方改革を踏まえ、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、労務費相当分を現金で支払うよう配慮する規定等が新たに追加されたところである。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為はダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、建設業における担い手の確保や育成を困難にしている原因となりうるものである。

加えて、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いで発生しており、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきている。

については、貴団体傘下建設企業等に対し、関係法令、「工期に関する基準」(令和2年7

月20日中央建設業審議会決定)、「建設業法令遵守ガイドライン」や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努められるよう、会議や講習会の開催などにより下請負人の選定に関与する全ての者に対して指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面（電磁的方法を含む。）による提出、それらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く。）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。労務費、法定福利費、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、労務費については、建設業法第20条の規定により、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされていることから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、労務費の総額や、可能な場合においてその根拠となる想定人工の積上げによる積算を明示することが望ましい。さらに、今後建設キャリアアップシステムの普及により、建設技能者の能力評価が進展することを見据え、建設技能者の地位や技能を反映した具体的な労務費の見積りとすることが望ましい。このほか改正建設業法第20条の規定により、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければならないことにも留意すること。

昨今においては、資材や原油の価格が高騰している状況にあることから、材料費や燃料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。加えて、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分配慮するとともに、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面（電磁的方法を含む。）による見積依頼及び見積書の提出を徹底すること。また、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金の額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金の額を適切に変更すること。さらに、元請負人が請け負った建設工事について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金の額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し協議を求めることができることにも留意すること。なお、下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係におい

ても、昨今の資材等の価格高騰を踏まえ、適切に対応することが重要であることに留意すること。

また、改正建設業法第20条の2の規定により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

2. 社会保険加入の徹底について

改正建設業法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件とされた点に留意すること。さらに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされた点に留意すること。加えて、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っている建設キャリアアップシステムに登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、建設キャリアアップシステムの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

平成24年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であることから、平成30年6月からは、国土交通省直轄工事において、元請建設企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を行ってきたところであるが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）の改正内容を反映した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「改正品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（令和元年10月18日付け閣議決定、同月21日付け国土交通省告示第721号。以下「改正品確法基本方針」という。）において、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととされたところである。

3. 適正な法定福利費及び労務費の確保について

建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」には、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費が含まれると同時に、法定福利費の算出元である労務費においても「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費と労務費は必要経費として適正に確保することが必要である。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における社会保険料の事業主負担分及

び本人負担分を含んだ適正な法定福利費及び労務費の確保に努めること。なお、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によると、一定の改善は見られたものの、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費及び労務費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費に加え、労務費の総額、またその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費及び労務費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負代金に反映すること。

下請負人においては、注文者に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、平成29年7月、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したところである。しかし、公共工事においては特に二次・三次以下の下請負人間で導入が進んでいない状況にある。公共工事、民間工事を問わず、受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された請負代金内訳書の活用徹底に向けて、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

4. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な額の請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の額の変更に関する定め等を明示すること。

特に、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際、下請負人からの見積りを十分に尊重して、双方が合意して契約することが必要である。下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、そ

の額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事等の着工前に書面（電磁的方法を含む。）による変更契約を徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、改正建設業法第19条の5において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意すること。

なお、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない（電磁的方法により行うことも可能。）ことに留意すること。

5. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

平成31年4月1日より施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）において、建設業については、令和6年4月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則を適用することとされている。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保や長時間労働の是正など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進する必要がある。そのため、政府において策定している「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂）や改正建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・改正品確法・改正品確法基本方針の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な額の請負代金による契約や適正な工期設定、元請建設企業と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保や長時間労働の是正などに努めること。

6. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底

に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となるときは、請負契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号、令和3年3月2日国不建第404～405号改正）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、建設キャリアアップシステムに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることとしており、建設キャリアアップシステムを活用されたい。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日国土建第272号）や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日国土建第309号）に十分留意すること。

7. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

8. 下請代金の支払について

改正建設業法第24条の3において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮をしなければならないこととされた。これを踏まえ、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）以外の支払において現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

また、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（昭和46年3月

12日通商産業省告示第82号)及び「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。)において、下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人は次の点についても留意しなければならない。元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行う必要があることに留意すること。手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。なお、割引料等のコストについては、実際に下請負人が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどの方法により把握することが考えられる。手形期間については60日以内とすること。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、「成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、手形の利用廃止に向けた取組を促進することとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、一括決済方式及び電子記録債権を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡し申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡し申し出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第3項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適

用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

9. 下請負人への配慮等について

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。建設工事に従事する建設技能者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるようにする建設キャリアアップシステムの活用について、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。その工事に従事する下請負人に対して事業者登録及び施工体制への登録、所属技能者の登録及び能力評価を受けるよう指導し、一人一人の建設技能者が各現場でのカードタッチ等により就業履歴を蓄積し、蓄積した就業履歴と保有する資格によって適切な処遇を受けられるよう、環境整備を図ること。加えて、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について、建退共制度の加入事業者、すなわち共済契約者は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、掛金を納付しなければならない義務があり、その掛金は工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であることに鑑み、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとして、元請負人及び下請負人において必要経費として適正に確保されるべきものと解される。公共工事においては、積算上、掛金納付に係る事業主負担額が予定価格に反映され、かつ、発注の条件となっている等により普及が進んでいるが、現場の技能労働者一人ひとりに掛金の充当が徹底されるよう、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うとともに、改めて、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される建設業退職金共済制度加入労働者数報告書を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。また、民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積りを行い、発注者に適切に請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。さらに、元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請負人に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるもので、適切な運用を行えるよう

に努めなければならないことに留意すること。建退共制度の手続きについては、本年4月より、電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始しているため、元請負人は建設キャリアアップシステムの積極的な活用及び建退共制度の適切な運用を行うことに特に留意するとともに、下請負人は、元請負人と連携し、建設技能者の就労実績の把握と掛金充当の徹底に努めること。

また、元請負人は、建退共制度関係事務を受託する場合、工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のいずれかを選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受けの際に、全ての下請負人に対して、当該元請負人が選択した方式によって行うよう求めること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

10. 技能労働者への適切な賃金の支払について

建設業の高齢化が進行する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。改正品確法及び改正品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金等の労働環境の改善が、元請負人に限らず全ての下請負人も含めた受注者等の責務とされたところである。

また、平成25年4月以降これまで9度にわたり公共工事設計労務単価が上昇し、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会（以下「建設業4団体」という。）に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、技能労働者の賃金は平成24年以降、上昇傾向が続いている。一方で令和3年3月から適用している公共工事設計労務単価は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、前年度単価を下回った42%の地域・業種で前年度単価に据え置く特別措置を講じているが、相当の地域・業種で賃金が横ばい、あるいは減少していることが明らかになっている。また、本年3月30日に国土交通大臣と建設業4団体の意見交換会において、今後の担い手確保のため、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指すという旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとされた。以上のことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、9年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適切な価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、実態調査によると、高次の下

請負人において、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている傾向があることも踏まえ、元請負人においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請負人においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ、令和2年1月30日改正）に関する情報、公共工事設計労務単価改定後の請負契約に係る情報、社会保険加入対策に係る情報など、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

1 1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等について

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等に対する配慮については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）等を通知してきたところであるが、改めて建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、適切な工期の見直しや一時中止等の措置、それに伴う適正な手順による書面（電磁的方法を含む。）による契約締結、下請代金の設定及び適切な代金の支払等を実施するため、上記1から10までの事項に十分留意し、元請負人と下請負人の間の取引の適正化の徹底等に努めることに加え、引き続き「駆け込みホットライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めること。

また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））」を踏まえ、建設現場の「三つの密」対策及び対策に伴う熱中症リスク軽減等を徹底すること。

1 2. 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止について

改正建設業法第24条の5の規定により、不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

1 3. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても、上記1から12までの事項に準じた配慮をすること。

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和3年12月1日付け国不建推第37号・国不専建第26号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

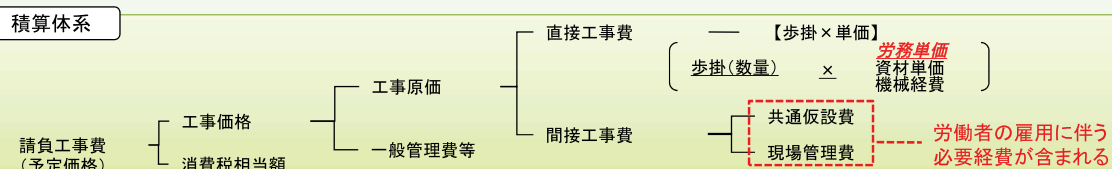
公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

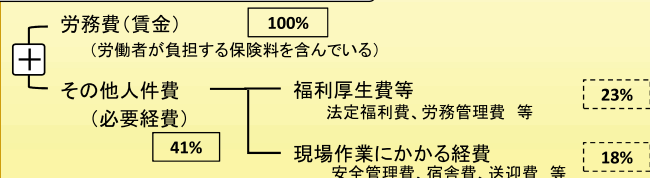
- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
 - ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

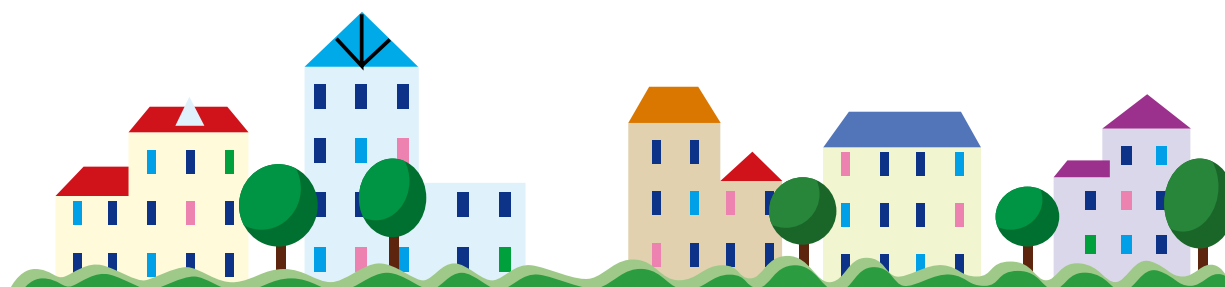
対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導 警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
(下段) : 公共工事設計労務単価＋必要経費



岡山県下公共工事の動向 〈12月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和3年12月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和3年度	264件	71億円	3,270件	1,397億円
増 減 率	▲15.9%	▲28.0%	▲3.5%	▲4.2%
令和2年度	314件	98億円	3,389件	1,458億円
令和元年度	349件	136億円	4,054件	1,622億円
平成30年度	485件	117億円	3,299件	1,197億円

【1】当月の状況

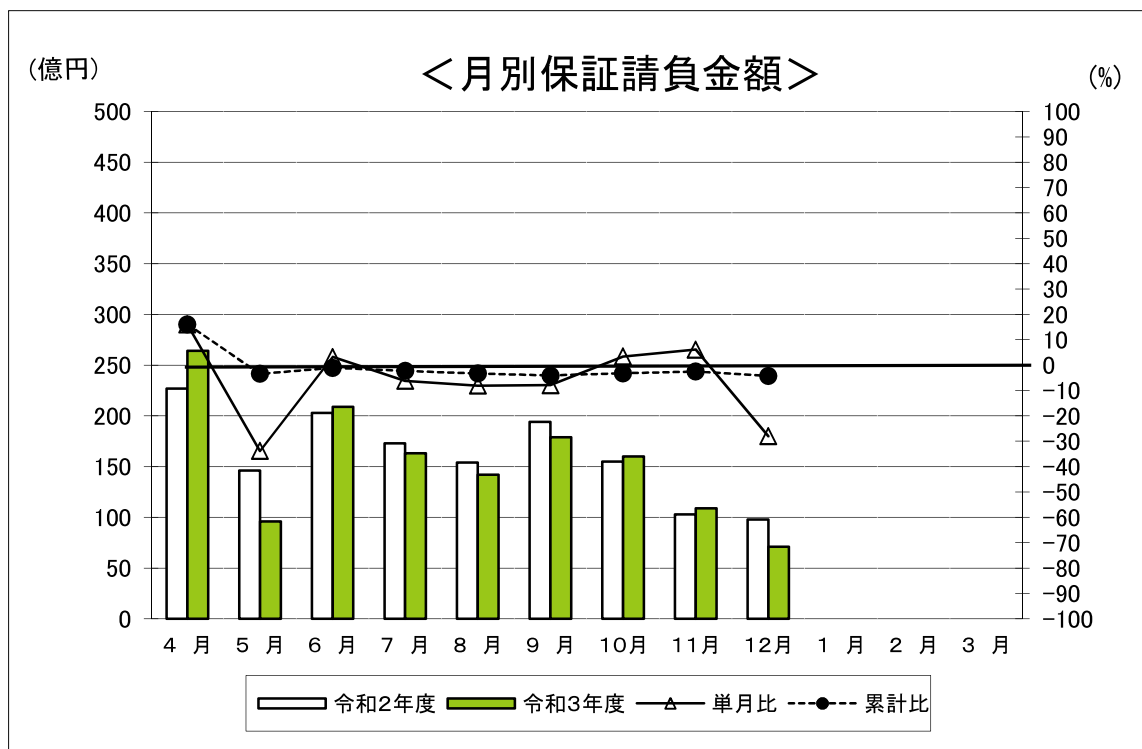
12月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で15.9%減の264件、請負金額は28.0%減の71億円となった。

発注者別の請負金額でみると「その他の公共的団体」で223.5%増となったものの、「国」で59.9%減、「独立行政法人等」で82.6%減、「県」で3.1%減、「市町村」で32.3%減となった。

【2】累計(令和3年度4月～12月)

12月末累計では、件数は前年同月比で3.5%減の3,270件、請負金額は4.2%減の1,397億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「国」で0.9%増、「県」で7.7%増、「その他の公共的団体」で33.0%増となったものの、「独立行政法人等」で15.8%減、「市町村」で11.3%減となった。

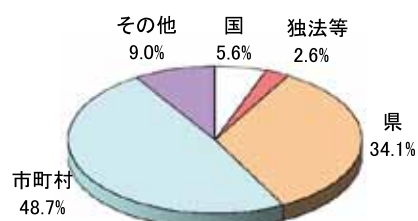


Ⅱ．発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

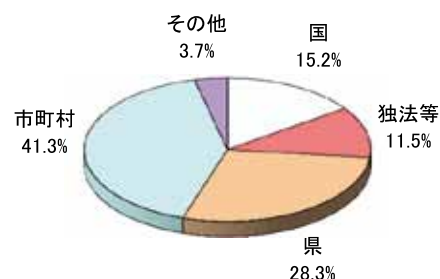
金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	7	400	▲ 30.0	▲ 59.9	156	21,292	9.1	0.9
独法等	1	186	▲ 80.0	▲ 82.6	56	16,122	▲ 26.3	▲ 15.8
県	95	2,421	▲ 11.2	▲ 3.1	1,357	39,478	▲ 4.4	7.7
市町村	156	3,461	▲ 17.5	▲ 32.3	1,655	57,653	▲ 3.4	▲ 11.3
その他	5	637	66.7	223.5	46	5,160	24.3	33.0
合 計	264	7,106	▲ 15.9	▲ 28.0	3,270	139,707	▲ 3.5	▲ 4.2

発注者別請負金額構成比(当月)



発注者別請負金額構成比(累計)



Ⅲ．地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	2,827	▲ 35.7	39.8%	56,170	12.7	40.2%
東備地区	461	38.4	6.5%	5,009	▲ 46.8	3.6%
倉敷地区	1,411	▲ 29.3	19.9%	32,917	2.8	23.6%
井笠地区	736	52.4	10.4%	14,554	6.5	10.4%
高梁地区	81	▲ 72.7	1.1%	3,425	▲ 42.1	2.5%
新見地区	211	▲ 32.1	3.0%	2,796	▲ 49.8	2.0%
真庭地区	568	▲ 54.7	8.0%	8,557	▲ 37.1	6.1%
津山地区	350	▲ 26.8	4.9%	10,344	5.1	7.4%
勝英地区	458	41.7	6.4%	5,931	0.1	4.2%
合 計	7,106	▲ 28.0	100.0%	139,707	▲ 4.2	100.0%

講習会等のお知らせ

令和4年2月～3月

◎作業主任者技能講習

- | | | |
|--------------------|-----------|----------|
| ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 | 2月24日～25日 | (岡山建設会館) |
| ・石綿作業主任者 | 3月22日～23日 | (岡山建設会館) |

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加点对象教育】

- | | | |
|---------------|-----------|----------|
| ・職長・安全衛生責任者教育 | 3月 3日～ 4日 | (岡山建設会館) |
|---------------|-----------|----------|

◎その他の教育 ☆新規教育

- | | | |
|----------------------------|-----------|----------|
| ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (追加) | 2月16日 | (倉敷) |
| ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 | 2月21日 | (岡山建設会館) |
| ・石綿取扱い作業従事者特別教育 | 2月21日 | (倉敷) |
| ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 | 3月 8日 | (岡山建設会館) |
| ☆・建築物石綿含有建材調査者講習会(一般調査者講習) | 3月14日～15日 | (岡山建設会館) |
| ☆・4回建築物石綿含有建材修了審査 | 3月18日 | (岡山建設会館) |

お知らせ！

第12回「リスクにチャレンジ！岡山」運動の展開について！

死亡、重篤な労働災害を撲滅するため、10月1日から令和4年3月31日迄標記運動を展開しております。
つきましては、当運動に参加して労働災害防止活動を盛り上げていただきますようお願いいたします。
※運動用品・新型コロナウイルス感染防止対策等は支部ホームページ参照

建築物石綿含有建材調査者講習会の開催について！

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を使用している建築物等の解体工事が今後増加し、2028年頃解体等のピークを迎えるとされております。

そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等のばく露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されました。当支部は、10月から「建築物石綿含有建材調査者講習会」(一般・一戸建て等)を実施しております。(詳細は、建災防岡山県支部のホームページを参照ください。)

※ 石綿作業主任者技能講習修了者が本教育の受講資格者に追加されました。

建設業年末年始労働災害防止強調期間について！

県下における建設業の労働災害が激増しているなか、労働災害が多発傾向にある年末年始を迎え、本強調期間を契機として、墜落・転落災害の防止等をはじめとした労働災害防止活動をより積極的に展開して下さい。

スローガン『無事故の歳末 明るい正月』 本期間 令和3年12月1日～令和4年1月15日

※実施内容は「実施要領」を参照ください。

建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 Tel086-225-4132 Fax086-225-5392
ホームページ[文字検索] 建災防 岡山県支部



(建退共だより)

建退共事業本部における旧証紙交換について (令和4年1月開始のご案内)

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

令和3年10月からの制度改正に伴う新旧証紙の切り替えにあたり、一部金融機関において320円新証紙の在庫不足が生じ、交換が出来ないなどのご不便をお掛けしたことににつきましてお詫び申し上げます。

さて、金融機関での新旧証紙の交換期間につきましては、12月末において終了となり、令和4年1月から建退共事業本部にて新旧証紙の交換を開始いたします。つきましては、下記の注意事項をご留意いただき、「証紙交換申請書」にご記入のうえ、旧証紙を貼り付けた「証紙貼付台帳」と共にご送付いただきますようお願いいたします。

記

- 1 交換できる旧証紙は、消印をしていない未使用のものに限ります。
- 2 建退共事業本部での交換手続きについては、差額金を徴収することはできませんので、金額換算をした上で、端数は切り捨てとなりますことをご了承ください。
差額金の現金での郵送はご遠慮ください。
- 3 交換の申請をいただいてから建退共事業本部より新証紙を発送するまで、1か月ほど時間がかかります。
- 4 「証紙交換申請書」の太線枠に必要な事項を記入してください。
- 5 旧証紙の図柄を確認して、旧証紙の色に合わせ、赤証紙欄、青証紙欄に旧証紙枚数を記入してください。
(交換は同色のみとなります。)
- 6 「旧証紙」及び「証紙交換申請書」を必ず同封してください。
- 7 共済証紙は金券扱いとなりますので、簡易書留などで送付してください。
- 8 本社以外の支社・支店から申出の場合は返送先がわかるようにしてください。
- 9 返信用の封筒、切手等は不要です。

お問い合わせ先・書類郵送先

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階

建設業退職金共済事業本部経理課 TEL 03-6731-2870 FAX 03-6731-2874

【証紙交換申請書】

（宛先）事業本部

証紙交換申請書

交付番号

共済契約者 (氏 姓) (印) 〒 〇〇〇 〇〇〇

(TEL No.) (FAX No.)

共済契約者番号

交換希望の新証紙
イ・1日券 ロ・10日券

どちらか一方を□で囲んでください。
※10日券を選択した場合、現金できない
場合は1日券に交換となります。

(印)	赤証紙枚数		(印)	青証紙枚数	
	1日券	10日券		1日券	10日券
20			20		
60			60		
120			120		
180			180		
200			200		
260			260		
300			300		
310			310		

320

共済契約者の所在地(郵便行番)

年 月 日 発行

※・旧証紙の図柄を確認して、証紙交換申請書の太線枠の枠のみ記入して下さい。
・交換できる証紙は、未使用の旧証紙に限ります。
・旧証紙の合計金額を新証紙の金額で割った割数については切り捨てとなります。

【証紙貼付台紙】

（宛先）事業本部

証紙貼付台紙

交付番号

共済契約者 (氏 姓) (印) 〒 〇〇〇 〇〇〇

(TEL No.) (FAX No.)

共済契約者番号

交換希望の新証紙
イ・1日券 ロ・10日券

どちらか一方を□で囲んでください。
※10日券を選択した場合、現金できない
場合は1日券に交換となります。

(印)	赤証紙枚数		(印)	青証紙枚数	
	1日券	10日券		1日券	10日券
20			20		
60			60		
120			120		
180			180		
200			200		
260			260		
300			300		
310			310		

320

共済契約者の所在地(郵便行番)

年 月 日 発行

※・旧証紙の図柄を確認して、証紙交換申請書の太線枠の枠のみ記入して下さい。
・交換できる証紙は、未使用の旧証紙に限ります。
・旧証紙の合計金額を新証紙の金額で割った割数については切り捨てとなります。

※「証紙交換申請書」及び「証紙貼付台紙」は建退共岡山県支部ホームページからダウンロードしてください。

第139回 成年年齢

●相談内容●

成年年齢が20歳から18歳になると聞きました。18歳や19歳の者を雇用するにあたって、何か影響はあるのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

成年年齢

民法上の成年年齢は20歳とされてきたのですが、2022年4月1日から18歳に引き下げられます。成年年齢が20歳とされた経緯を調べてみると、1876年（明治9年）の太政官布告にまで遡るようですから、約140年ぶりに変わるということになります。

既に20歳から18歳に引き下げられているものに、選挙権年齢があります。選挙権があるということは、国や地方自治体の重要な決定にかかわることができるということです。そうである以上、市民生活においても判断能力が未成熟な者として取り扱うのではなく、責任ある大人として取り扱い、その自己決定を尊重すべきであるという考えから、成年年齢も18歳に引き下げられることになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とする国が多数のようです。

何が変わるのか

成年年齢が18歳に引き下げられることで、何が変わるのか。簡単に言うと、18歳、19歳であっても、一人で有効な契約をすることができるようになるということです。

これまでは、18歳、19歳の者が有効な契約をするためには、原則として親の同意を得る必要があり、親の同意を得ていない契約は取り消すことができることになっていました。このことは雇用契約・労働契約であっても同じで、例えば高卒者を雇用するにあたっては、親の同意を得る必要があったのです（もっとも、親の同意書を取り付けるまではせず、親の身元保証書をもって代えたり、本人の署名押印と併せて親の署名押印をもらったりすることも多かったのではないかと思います）。

2022年4月1日からは、18歳、19歳の者を雇用するにあたって、親の同意を得る必要はなくなるということになります。もっとも、親の同意を得てはいけなわけではありませし、親の身元保証書を取り付けてはいけなわけでもありません。その意味では、18歳、19歳の者を雇用するにあたっては、特に大きな影響はないといってよいと思います。

変わらないことがあることに注意

成年年齢が18歳に引き下げられるとはいっても、あらゆる年齢的な制限が20歳から18歳に緩和されるわけではありません。

飲酒や喫煙、競馬などのギャンブルについては、これまでと同様、20歳未満は禁止されています。これらの年齢的な制限は、健康への影響、依存や非行の防止などの観点から設けられているものであって、市民生活における判断能力と自己決定という考えが当てはまるものではないからです。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！ 返済不要の奨学金制度で奨学生一人につき最大482万4千円給付いたします！

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施しており、令和3年3月末日現在で奨学生の延べ人数は8,578人、累計給付額は16億7,404万円余となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 12,000円	年額 144,000円
中学生	月額 16,000円	年額 192,000円
高校生	月額 18,000円	年額 216,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



・大学生のお子さんを持つお母さんからの手紙

お世話になっております。

大学生となり、かねてから希望していた学部の大学で「食」について学ぶことができるようになり喜んでおります。ご支援、本当にありがとうございます。

・高校生のお子さんを持つお母さんからの手紙

いつもお世話になっております。

コロナ感染に気を付けながら日々勉学に励んでおります。大切にに使わせていただきます。ありがとうございました

<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

—死亡、障害1～7級、傷病1～3級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

検索

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

地盤崩壊危険ワイド 補償特約のご案内

工事中の地盤崩壊事故に備えを！

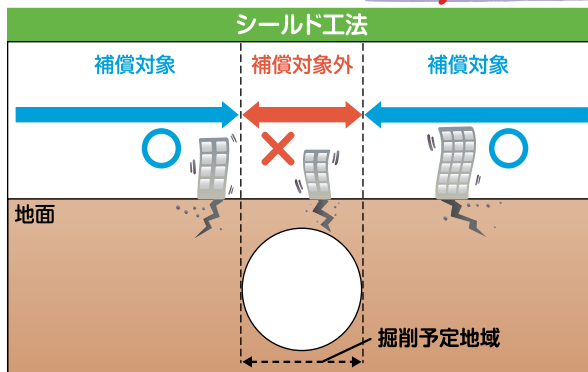
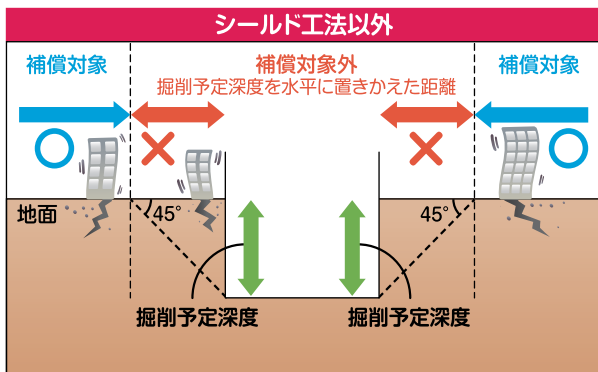
地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険では補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です！
しかも「地盤崩壊危険ワイド補償」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額：1事故、保険期間中通算 **1,000万円** もしくは **2,000万円** (免責金額5万円)

以下は、完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合の、特約部分の年間保険料です。

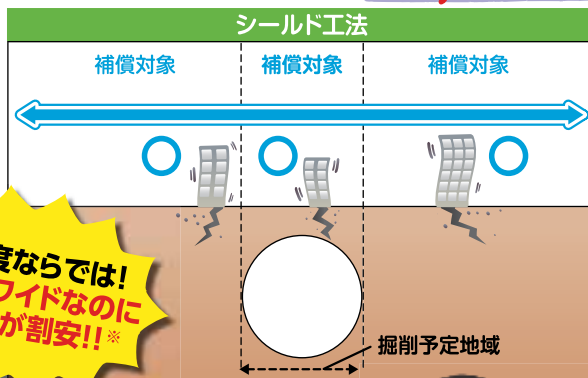
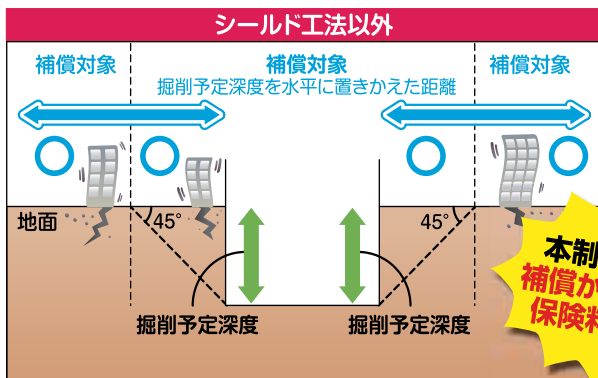
【標準補償】

39,000円



【ワイド補償】※ワイド補償により新たに支払対象となる部分のみ、縮小支払割合50%が適用されます。

58,000円



本制度ならではの!
補償がワイドなのに
保険料が割安!!

※団体のスケールメリットを活かした割安な保険料です。

地盤崩壊危険ワイド補償特約で安心!

標準補償にご加入の皆様はワイド補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか?ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

B21-900065 使用期限:2022年08月01日

(岡山県からのお知らせ)

2月 は 北方領土返還運動全国強調月間です

～ 手を繋ぎ 返還願う 大きな輪 ～

北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の返還を求めて2月7日の「北方領土の日」を中心に各地でさまざまな行事が行われます。

2月7日は、1855年のこの日、伊豆の下田において日魯通好条約が調印され、平和裏に日本とロシアとの間の国境が画定された日です。この事実こそ、わが国が北方四島の返還を求める重要な根拠なのです。

岡山県でも、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、2月2日（水）にさん太ホールで「北方領土返還要求岡山県民大会」、2月1日（火）から2月6日（日）まで岡山県生涯学習センターで「北方領土パネル展」を実施する予定としています。

北方四島の早期返還実現のため、返還運動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

岡山県北方領土返還要求運動県民会議（事務局：岡山県総合政策局公聴広報課内）TEL：086－226－7158

令和4年 岡山県交通安全年間スローガン

■基本スローガン

『安全は 一人一人の 思いやり』

岡山県交通安全対策協議会

協 会 日 誌

- 3.12.16 岡山県生コンクリート品質管理監査会議
- 3.12.17 全建 正副会長会・理事会・地域懇談会等における諸問題の意見交換会
- 3.12.20 建設キャリアアップシステム（CCUS）ブロック会議（WEB開催）

建 災 防 日 誌

- 3.12. 2 令和3年度木造家屋建築工事岡山地区安全対策委員会 岡山労働基準監督署
- 3.12.16 岡山東西支部冬季合同パトロール

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp